

2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R1.11.7	R2.7.7	9th Meeting of the IOC Coordination Commission for the Games of the XXXII Olympiad-Tokyo2020	1065	1						1	1								(2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため。 (3号)組織委員会における東京2020大会運営に係る検討過程の情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (6号)組織委員会における東京2020大会運営に係る検討過程の情報であり、公にすることにより、組織委員会との信頼関係を著しく損ない、今後の情報提供が得られなくなる等、東京2020大会に係る都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部調整課	
2	R2.6.28	R2.7.12	・第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の選手村における宿泊施設等の整備等に関する基本協定書（平成29年7月7日） ・第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の選手村における宿泊施設等の整備等に関する変更基本協定書（平成30年12月27日） ・定期建物賃貸借契約（平成31年4月26日） ・建物使用貸借契約書（平成31年4月26日）	146	1							1	1							(3号)当該情報は、特定建築者が分譲・賃貸等の事業活動を行う上で、購入者の資産等に関する情報となるものであることから、これらを公開することによって事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (4号)公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課	
3	R2.6.28	R2.7.12	契約締結請求の取下げについて 30才大―第158号	1	1																オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課	
4	R2.7.9	R2.7.23	駒沢オリンピック公園総合運動場(31)屋外非常用発電設備設置工事の工事設計書	14	1																オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第二課	
5	R2.5.29	R2.7.28	2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会 道路分科会資料	378	1																オリンピック・パラリンピック準備局総務部企画調整課	
6	R2.5.29	R2.7.28	2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会資料	288	1							1	1								(2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (3号)分科会構成員（民間組織）の事業運営情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (6号)公にしないとの条件で分科会構成員（民間組織）から提供を受けた情報であり、これを公にすることにより、分科会構成員（民間組織）からの信頼を損なうなど、都の当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部企画調整課

2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	R2. 5. 29	R2. 7. 28	1. 「多言語対応の基本的な考え方」の策定に向けた会議における以下の文書 ・ 行政関係者による検討委員会等における配布資料・記録がわかるもの ・ 他の都道府県における取組照会にかかる依頼文・回答をまとめたもの ・ 策定済み文書の回議書・施行文 2. 交通分科会、道路分科会、観光・サービス分科会及びそれらの更に下位の組織(WG等)において、「多言語対応 取組方針」策定に向けた検討された会議の資料及び会議録の類 ● 交通分科会関係分 ● 道路分科会関係分 ● 観光・サービス分科会分	-					1										・ 当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。 ・ 保存期間の満了により、実施機関では既に廃棄しており、現在は存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部企画調整課
8	R2. 7. 17	R2. 7. 31	組織委員会プレスリリース	29		1													(2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (3号) 組織委員会の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部運営課